

地域医療支援病院の業務に関する報告書

病医第245号

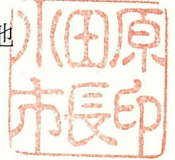
令和5年（2023年）10月4日

神奈川県知事殿

住所 神奈川県小田原市荻窪300番地

開設者

氏名 小田原市長 守屋 輝彦



医療法施行規則第9条の2第1項の規定により、令和4年度の業務に関して報告します。

- 1 名称 小田原市立病院
- 2 所在地 〒250-8558 神奈川県小田原市久野46番地
- 3 診療科名 内科、腎臓内科、糖尿病内分泌内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科

4 病床数

一 般	精 神	感 染 症	結 核	療 養	合 計
417床	床	床	床	床	417床

5 施設の構造設備

施 設 名	設 備 概 要
集 中 治 療 室	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動器、心電計、呼吸循環監視装置、光線治療器  病床数10床（ICU4床、NICU6床）
化 学 検 査 室	(主な設備) 全自動生化学分析装置、全自動化学発光酵素免疫測定装置、自動血球計数分析装置
細 菌 検 査 室	(主な設備) 全自動血液培養検査装置、全自動細菌検査システム、バイオハザードキャビネット
病 理 検 査 室	(主な設備) 自動固定包埋装置、自動染色装置、凍結切片作製装置





別紙

1 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率	71.7%	算定 期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
地域医療支援病院 逆紹介率	81.5%		
算出 根拠	A：紹介患者の数		9,906人
	B：初診患者の数		13,811人
	C：逆紹介患者の数		11,266人

- 備考 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入してください。  
 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入してください。  
 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入してください。

2 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

番号	職 種	氏 名	勤務の態様	勤務時間	備 考
1	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8時30分～ 17時15分	救急科
2	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	救急科
3	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	救急科
4	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	救急科
5	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	救急科
6	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
7	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
8	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
9	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
10	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
11	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
12	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
13	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
14	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科

15	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	脳神経外科
16	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	脳神経外科
17	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	脳神経外科
18	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	脳神経外科
19	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	心臓血管外科
20	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	心臓血管外科
21	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	看護職員 他43名

### 3 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	0床（一般病床）
専用病床	28床

備考 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載してください。

### 4 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救命救急センター	284㎡	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動機	可
救命救急センター循環器分室	32.1㎡	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動機	可
	㎡	(主な設備)	
	㎡	(主な設備)	
	㎡	(主な設備)	

### 5 重症救急患者の受入体制の確保

<p>救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）第1条の規定に基づき、都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院である。  令和5年2月24日付け医第103号神奈川県知事通知  認定期間：令和5年2月1日～令和8年1月31日</p>
--

備考 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載してください。

既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載してください。

6. 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送用自動車により搬入した救急患者の数	6,675人 (3,524人)
上記以外の救急患者の数	9,963人 (1,268人)
合計	16,638人 (4,792人)

備考 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入し、括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載してください。

7. 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

8. 医療従事者の診療、研究又は研修のための共同利用の実績

(1) 高度医療機器の共同利用を行った医療機関の延べ数	1,337機関
(2) (1)の医療機関のうち開設者と直接関係ない医療機関の延べ数	1,337機関
(3) 共同利用に係る病床の利用	令和4年度は実績なし

備考 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記してください。

9. 医療従事者の診療、研究又は研修のための共同利用の範囲等

病床、医療機器 (CT、MRI、RI、骨塩定量測定器、PET/CT、マンモグラフィ)、心臓超音波検査
--

常時共同利用可能な病床数	17床
--------------	-----

備考 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記してください。

10. 医療従事者の診療、研究又は研修のための共同利用の体制

- (1) 共同利用に関する規定の有無  有  無
- (2) 利用医師等登録制度の担当者 氏名：  
職 種：事務

備考 共同利用に関する規定を有する場合には、当該規定の写しを添付してください。

11 登録医療機関の名簿

番号	医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関
1	小澤病院	医療法人同愛会	小田原市本町1-1-17	内科、循環器科、血液内科、整形外科、外科、呼吸器外科、婦人科、眼科、麻酔科、リハビリテーション科、消化器内科、消化器外科、放射線科、泌尿器科、皮膚科、リウマチ科、歯科口腔外科、呼吸器内科、乳腺外科、神経内科、腎臓内科、糖尿病・代謝内科、脳神経外科、	なし
2	山近記念総合病院	医療法人尽誠会	小田原市小八幡3-19-14	外科、脳神経外科、内科、循環器内科、整形外科、レディースクリニック、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、形成外科、麻酔科	なし
3	西湘病院	医療法人財団報徳会	小田原市扇町1-16-35	内科	なし
4	永井病院	医療法人社団三暉会	小田原市鴨宮219-5	産婦人科	なし
5	いがらし胃腸科内科クリニック	五十嵐三知郎	小田原市中里77-1	胃腸科、内科、肛門科	なし
6	石井医院	石井 出	小田原市久野1110-1	内科	なし
7	おだわら泌尿器科・内科クリニック	稲葉 裕之 阿部 和弘	小田原市栄町1-18-29	泌尿器科・内科	なし
8	五十子内科医院	医療法人社団健愛会	湯河原町土肥2-13-19	内科、消化器科	なし
9	浜町小児科医院	医療法人社団浜町小児科医院	小田原市浜町1-14-3	小児科	なし
10	尾泉内科医院	尾泉 博	箱根町宮城野622	内科、小児科	なし
11	井上医院	医療法人社団井上会	小田原市上新田13-1	内科、外科、放射線科、神経内科	なし
12	岡宮産婦人科医院	岡宮 保彦	小田原市栄町3-10-19	産婦人科	なし
13	仁天堂医院	医療法人社団恵愛会	小田原市浜町1-4-15	外科、内科	なし

14	蛭田診療所	医療法人社団 蛭田診療所	小田原市蓮正寺310	内科、循環器科、小児科	なし
15	おだわら脳 神経外科ク リニック	小野 敦史	小田原市栄町1-9-10	脳神経外科、内科、放射線 科	なし
16	かとうリウ マチ内科ク リニック	加藤 隆史	小田原市栄町1-5-17	リウマチ科・内科	なし
17	かみじま内 科クリニック	上嶋 亮 上嶋 十郎	小田原市栄町1-5-20- 2F	循環器内科、内科	なし
18	川上医院	医療法人社団 安寧会	小田原市飯田岡371-1	内科、皮膚科、泌尿器科	なし
19	川崎内科医 院	川崎 龍一	足柄下郡湯河原町中 央1-11-5	内科、循環器内科	なし
20	川邊小児科 内科医院	川邊 修二	小田原市酒匂5-13-38	内科、小児科、皮膚科	なし
21	日下部皮膚 科医院	日下部 芳志	小田原市板橋91	皮膚科	なし
22	心身クリニ ーコくぼく ら	窪倉 明雄	小田原市久野237	神経科、内科、心療内科	なし
23	窪倉医院	医療法人社団 窪倉医院	小田原市扇町1-12-18	内科、小児科、皮膚科	なし
24	くりた眼科 クリニック	医療法人 くりた眼科ク リニック	小田原市栄町1-14-9 NTビル I 2F	眼科	なし
25	釧持整形外 科医院	釧持 太郎 釧持 政男	小田原市扇町5-12-10	整形外科、リウマチ科、リ ハビリテーション科	なし
26	鈴木脳外科 内科クリニ ック	小浦 優佳子	小田原市成田793-1	内科、脳神経外科	なし
27	後藤耳鼻咽 喉科クリニ ック	後藤 領	湯河原町中央2-5-6	耳鼻咽喉科	なし
28	ひまわりメ ンタルクリ ニック	小林 博子	小田原市酒匂1414-14 -101	精神科	なし
29	鴨宮さとう 内科クリニ ック	佐藤 光一郎	小田原市南鴨宮2-34- 10	糖尿病内科、内科	なし
30	清水内科ク リニック	医療法人社団 清水内科クリ ニック	小田原市寿町2-7-6	内科、小児科	なし
31	かものみや 耳鼻咽喉科	医療法人社団 かものみや耳 鼻咽喉科	小田原市南鴨宮3-33- 16	耳鼻咽喉科	なし
32	お堀端クリ ニック	高橋 三津雄	小田原市栄町1-14-48 ジャンボーナックビ ル2F	内科、神経内科	なし

33	あすなろクリニック	高橋 由利子	小田原市南鴨宮3-18-13	小児科、アレルギー科	なし
34	武井内科医院	医療法人 武井内科医院	小田原市国府津4-3-19	内科、神経内科、呼吸器科、循環器科、消化器科、小児科	なし
35	ファミリークリニック “悠久”	武市 早苗 根岸 一貴	小田原市成田462-1	内科	なし
36	小田原腎内科クリニック	但木 太	小田原市荻窪318-3	内科、腎臓内科	なし
37	土屋医院	医療法人社団 土屋医院	箱根町湯本613	内科、小児科	なし
38	富田医院	医療法人社団 富田医院	小田原市曽我別所777-6	内科	なし
39	中川整形外科医院	医療法人社団 中川整形外科医院	湯河原町中央2-13-3	整形外科	なし
40	あおぞらクリニック	中島 厚 中島 泰子	小田原市酒匂2-28-51-1	内科	なし
41	小田原箱根 検診クリニック	成毛 友希 上平 悠真	小田原市栄町1-1-15	内科、婦人科、放射線科	なし
42	耳鼻咽喉科 濱田医院	医療法人 恒真会	小田原市本町1-4-10	耳鼻咽喉科	なし
43	菱木医院	菱木 俊匡	小田原市栢山2823-4	内科、腎臓内科、小児科	なし
44	平原眼科クリニック	医療法人社団 平原眼科クリニック	小田原市南鴨宮3-44-3	眼科	なし
45	福井内科消化器科クリニック	医療法人社団 福井内科消化器科クリニック	小田原市中里392-1	内科、消化器科、放射線科	なし
46	ゆが原整形 クリニック	真鍋 卓宏	足柄下郡湯河原町土肥4-1-23	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	なし
47	村田医院	医療法人社団 村田医院	小田原市栢山473	内科、皮膚科、小児科、リハビリ科、麻酔科	なし
48	森本内科医院	医療法人社団 森本内科医院	小田原市荻窪472	内科、循環器内科	なし
49	山口耳鼻咽喉科医院	山口 潤	小田原市浜町3-12-1	耳鼻咽喉科	なし
50	山口医院	医療法人社団 山口医院	小田原市酒匂1402-1	内科、循環器科	なし



51	やまざき小児科医院	山崎 伸	小田原市高田309-1	小児科	なし
52	クリニック山田	山田 弘明	小田原市南鴨宮3-12-4小島ビル2F	心療内科	なし
53	山田クリニック	山田 洋介	小田原市板橋86-3	内科、外科、神経内科、消化器内科、泌尿器科、心身内科	なし
54	山屋整形外科医院	医療法人社団山屋整形外科医院	小田原市飯泉804-21	整形外科、リハ科	なし
55	ゆげ耳鼻咽喉科	弓削 勇	小田原市中里72-1	耳鼻咽喉科	なし
56	横田小児科医院	医療法人社団横田小児科医院	小田原市北ノ窪515-3	小児科	なし
57	吉井整形外科医院	吉井 新一	小田原市栄町2-15-16	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	なし
58	吉邑クリニック	吉邑 由佳 吉邑 貞夫	小田原市飯田岡288	外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、泌尿器科、皮膚科、内科	なし
59	渡辺医院	渡辺 明人	小田原市中曾根78	外科、内科、脳神経外科	なし
60	渡邊内科クリニック	医療法人社団渡邊内科クリニック	小田原市栄町1-2-8八百源ビル1F	内科、消化器内科、放射線科	なし
61	扇町しらすぎ内科クリニック	渡邊 謙一	小田原市扇町5-26-8	内科、消化器内科	なし
62	渡辺整形外科	渡辺 義弘	小田原市浜町1-6-4	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	なし
63	大内病院	医療法人社団朱鷺会	南足柄市中沼594-1	内科、循環器内科、小児科、アレルギー科、糖尿病内科、消化器内科、外科、消化器外科、肛門外科、整形外科、皮膚科、循環器外科	なし
64	いのうえクリニック	医療法人三肱会	南足柄市沼田97-1ララミー1F	胃腸科、外科、内科、肛門科	なし

65	遠藤耳鼻咽喉科医院	医療法人社団 遠藤耳鼻咽喉科医院	開成町吉田島4364-4 アールツービル2F	耳鼻咽喉科	なし
66	大熊整形外科医院	大熊 正彦	足柄上郡開成町延沢7 78-1	整形外科	なし
67	南足柄レディースクリニック	大森 元	南足柄市関本565-5 ヴェルミ I 204号室	婦人科	なし
68	奥津医院	奥津 紀一	南足柄市生駒381	内科、消化器内科、小児科	なし
69	こうの内科クリニック	河野 典博	南足柄市岩原180-1	内科、呼吸器科	なし
70	富士フィルム健康管理センター	富士フィルム健康保険組合	南足柄市狩野681	内科、歯科	なし
71	樹こどもクリニック	医療法人社団 陽康会	開成町吉田島4320-2 3F	小児科	なし
72	武田耳鼻咽喉科クリニック	武田 啓介	足柄上郡大井町金子1 375	耳鼻咽喉科	なし
73	田村小児科医院	田村 秀一	足柄上郡松田町松田 庶子1532	小児科	なし
74	いずみ耳鼻咽喉科医院	医療法人社団 いずみ耳鼻咽喉科医院	南足柄市関本565-5	耳鼻咽喉科	なし
75	りゅう医院	劉 崙	足柄上郡中井町比奈 窪35	内科、小児科、整形外科	なし

備考 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入してください。

12 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の内容

(1) 小田原整形外科医会学術講演会 (2回:計 61人 (うち院外参加者 49人))
(2) 小田原市立病院オープンセミナー (9回:計 135人 (うち院外参加者 27人))
(3) 小田原市立病院緩和ケア研修会 (1回:計 25人 (うち院外参加者 2人))

13 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	12回
(2) (1)の合計研修者数	221人 (うち院外参加者78人)

備考 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入してください。  
 2 (2)には、前年度の研修者の実数を記入してください。

14 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の体制

- (1) 研修プログラムの有無 有・無  
 (2) 研修委員会設置の有無 有・無  
 (3) 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
	看護師	看護部	看護部長	31年	教育責任者
	医師	外科	診療部長	30年	
	医師	循環器内科	診療部長	22年	

備考 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載してください。

15 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
会議室	130㎡	(主な設備)スクリーン、音響、机、椅子、演台、LANケーブル
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)

16 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	川口 竹男 (病院長)
管理担当者氏名	(システム・診療録管理委員会代表者)

諸 記 録	保管場所	分 類 方 法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	病歴室にて保管	・病名については、ICD10コードによる分類 ・診療録等については、患者ID番号順に紙カルテとして病歴室に保管 ※電子カルテはサーバー上に保管
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療相談室及び各担当部署
	救急医療の提供の実績	救命救急センター
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療連携室
	閲覧実績	病歴室
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室

備考 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入してください。

17 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法

閲覧責任者氏名	川口 竹男 (病院長)
閲覧担当者氏名	各担当代表者
閲覧の求めに応じる場所	地域医療連携室、医事課

閲覧の手続の概要 <診療に関する諸記録・病院の管理及び運営に関する諸記録のうち、厚生労働省令で定める下記の情報について、閲覧を行う。> 1 共同利用の実績 (所管：地域医療連携室) 2 救急医療の提供の実績 (所管：医事課) 3 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績 (所管：地域医療連携室) 4 閲覧実績 (所管：地域医療連携室) 5 紹介患者に対する医療提供の実績の数 (所管：地域医療連携室) 6 他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数 (所管：地域医療連携室)	
---	--

前年度の総閲覧件数		0件
閲 覧 者 別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

18 医療法施行規則第9条の19第1項の委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回
委員会における議論の概要	
<p>【小田原市立病院地域連絡会議】</p> <p>(1) 令和4年6月23日 市立病院の診療の強化について  (2) 令和4年10月27日 本医療圏の保健医療福祉の推進について  (3) 令和4年11月11日 大腿骨近位部骨折等の地域連携について（書面会議）  (4) 令和5年2月1日 診療科ガイドについて（アンケート方式）</p>	

備考 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載してください。

19 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口 <u>相談室</u> <u>その他</u> （病棟）																																						
主として患者相談を行つた者（複数の記入も可）	看護師、医療ソーシャルワーカー																																						
患者相談件数	19,236件																																						
患者相談の概要																																							
<p>地域医療相談室における相談内容及び相談件数内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">【相談内容】</th> <th style="text-align: right;">【相談件数】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 退院支援</td><td style="text-align: right;">10,430件</td></tr> <tr><td>(2) 入院支援</td><td style="text-align: right;">3,795件</td></tr> <tr><td>(3) 患者相談</td><td style="text-align: right;">138件</td></tr> <tr><td>(4) 受診・受療援助</td><td style="text-align: right;">260件</td></tr> <tr><td>(5) 介護保険についての情報提供</td><td style="text-align: right;">453件</td></tr> <tr><td>(6) 妊産婦支援</td><td style="text-align: right;">22件</td></tr> <tr><td>(7) 小児支援</td><td style="text-align: right;">19件</td></tr> <tr><td>(8) 疾病・治療理解支援</td><td style="text-align: right;">446件</td></tr> <tr><td>(9) 社会的支援</td><td style="text-align: right;">161件</td></tr> <tr><td>(10) 就労支援</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>(11) 経済的支援</td><td style="text-align: right;">148件</td></tr> <tr><td>(12) 心理的支援</td><td style="text-align: right;">293件</td></tr> <tr><td>(13) 在宅サービス調整</td><td style="text-align: right;">842件</td></tr> <tr><td>(14) 病院・施設への入所調整</td><td style="text-align: right;">1,614件</td></tr> <tr><td>(15) 制度説明</td><td style="text-align: right;">313件</td></tr> <tr><td>(16) 苦情対応</td><td style="text-align: right;">7件</td></tr> <tr><td>(17) その他</td><td style="text-align: right;">294件</td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">19,236件</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1人の相談者から複数の相談を受ける場合あり</p>		【相談内容】	【相談件数】	(1) 退院支援	10,430件	(2) 入院支援	3,795件	(3) 患者相談	138件	(4) 受診・受療援助	260件	(5) 介護保険についての情報提供	453件	(6) 妊産婦支援	22件	(7) 小児支援	19件	(8) 疾病・治療理解支援	446件	(9) 社会的支援	161件	(10) 就労支援	1件	(11) 経済的支援	148件	(12) 心理的支援	293件	(13) 在宅サービス調整	842件	(14) 病院・施設への入所調整	1,614件	(15) 制度説明	313件	(16) 苦情対応	7件	(17) その他	294件	合計	19,236件
【相談内容】	【相談件数】																																						
(1) 退院支援	10,430件																																						
(2) 入院支援	3,795件																																						
(3) 患者相談	138件																																						
(4) 受診・受療援助	260件																																						
(5) 介護保険についての情報提供	453件																																						
(6) 妊産婦支援	22件																																						
(7) 小児支援	19件																																						
(8) 疾病・治療理解支援	446件																																						
(9) 社会的支援	161件																																						
(10) 就労支援	1件																																						
(11) 経済的支援	148件																																						
(12) 心理的支援	293件																																						
(13) 在宅サービス調整	842件																																						
(14) 病院・施設への入所調整	1,614件																																						
(15) 制度説明	313件																																						
(16) 苦情対応	7件																																						
(17) その他	294件																																						
合計	19,236件																																						

備考 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載してください。また、個人が特定されないように記載してください。



# ○小田原市立病院開放型病床設置要綱

(平成 17 年 9 月 1 日)

## 小田原市立病院開放型病床設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小田原市立病院処務規則（昭和 41 年小田原市規則第 36 号）第 14 条の規定に基づき、開放型病床の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 小田原市立病院は、地域医療機関の医師と共同して入院による診療を行い、もって病診連携の推進を図るため開放型病床を設置する。

2 設置する開放型病床数及び設置する病棟については別に病院長が定める。

(協定)

第 3 条 開放型病床の円滑な運営を図るため別に小田原医師会と協定を締結するものとする。

2 関係職員は、開放型病床の目的を達成するため前項の協定を遵守するよう努めなければならない。

(登録医)

第 4 条 開放型病床の円滑な管理運営を行うため登録医制度を設ける。登録医は、小田原医師会の所属する医師及び病院長が特に認めた者のうち、登録医となるための申請を行い、登録を認められた者とする。

2 登録医となろうとする者は、別に定める様式（様式 1）を用い申請を行わなければならない。

3 病院長は、登録医の申請を行った者に対して別に定める様式（様式 2）により登録医証を発行するものとする。

4 登録医の登録期間は登録の日から登録の日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、特に申し出のない場合は、さらに 1 年間登録期間を延長することができる。

(入院の手続)

第 5 条 自己の診療する患者を開放型病床に入院させようとする登録医は、別に定める様式（様式 3）により申込みを行うものとする。

2 登録医からの申込みがあった場合には、空床を確認の上、担当医、病棟、病室、入院日等を決定し別に定める様式（様式 4）により速やかに申込みのあった登録医に回

答するものとする。

(共同診療)

第6条 共同で診療、指導等を行うに当たっては当院担当医が主治医、登録医が副主治医とする。

2 登録医等と共同で診療、指導等を行った医師は、その旨を診療録に記載しなければならない。

(庶務)

第7条 開放型病床の運営に関する事務は、病院長が指名する職員が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、開放型病床の設置及び運営に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。



## 小田原市立病院共同利用制度運用要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、小田原市立病院（以下「市立病院」という。）の施設又は医療設備の一部を地域医療機関の医師の診察、研究又は研修を目的とした利用（以下「共同利用」という。）のために開放し、地域医療機関との連携の推進を図ることとし、その制度の運用に関し必要な手順を定める。

(共同利用制度)

**第2条** 共同利用の内容は、次のとおりとする。

- (1) 登録医 第5条の規定により登録をした医師又は医療機関をいう。
- (2) 開放型病床共同利用制度 登録医から紹介され入院した患者の診療等について、かかりつけ医である登録医と市立病院内主治医とが共同して診療等を行うことにより、退院後かかりつけ医への円滑な診療につなげることを目的とした制度をいう。
- (3) 医療機器利用型共同利用制度 登録医から紹介され検査のみ必要とした患者について、市立病院内の医療機器を利用して検査を実施し、登録医に検査結果を送付することにより、かかりつけ医である登録医の円滑な診療につなげることを目的とした制度をいう。

(遵守事項)

**第3条** 前条の共同利用に係る制度（以下「共同利用制度」という。）を利用する医師は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 共同利用制度の利用に際しては、事前に申込みを行わなければならない。
- (2) 共同利用時に知り得た個人情報を正当な理由なく、第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 個人情報を取り扱う業務を第三者へ委託又は請け負わせてはならない。
- (4) 市立病院の諸規則を遵守しなければならない。

(報酬等)

**第4条** 共同利用制度を利用する医師には、報酬等を支給しない。

(登録医)

**第5条** 医師は、共同利用制度を利用するときには、あらかじめ登録をしなければな

らない。

- 2 前項の規定により登録医の登録をすることができる医師又は医療機関は、市立病院と同一又は隣接する二次保健医療圏域内に存する医療機関又はその管理者と勤務医で、医師会に所属するもの及び病院事業管理者が特に認めた者とする。
- 3 登録医の登録は、医師の氏名又は医療機関の名称をもって登録する。この場合において医療機関として登録したときの当該医療機関に勤務する医師は共同利用制度を利用することができる。
- 4 登録医に登録しようとする医師又は医療機関の管理者は、小田原市立病院登録医申請書（様式第1号）により病院事業管理者に申請するものとする。
- 5 病院事業管理者は、登録医として登録したときは、前項の規定により申請した医師又は医療機関の管理者に対し小田原市立病院登録医証（様式第2号）を交付する。
- 6 登録医は、登録した内容に変更があったときは、小田原市立病院登録医登録内容変更届（様式第3号）により届出をするものとする。
- 7 登録医は、登録の必要がなくなった場合は、病院事業管理者にその旨の申し出をし、登録医証を返還しなければならない。
- 8 登録医に医師として品位を損なう行為等があった場合は、病院事業管理者はその登録を取り消すことができる。
- 9 登録医の登録期間は、登録の日から登録の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、特に申し出のない場合は、当該登録期間を延長することができる。

（開放型病床共同利用制度の利用）

**第6条** 登録医が開放型病床共同利用制度を利用し、市立病院に入院した患者に対して共同して診療等を行おうとするときは、あらかじめ市立病院地域医療連携室に連絡し、市立病院の主治医と事前調整をしなければならない。

- 2 前項の規定により共同で診療等を行うにあたっては、市立病院の主治医を主治医とし、登録医を副主治医とする。
- 3 登録医と共同で診療等を行った市立病院の主治医は、その旨を診療録に記載しなければならない。

（医療機器利用型共同利用制度の利用）

**第7条** 登録医が医療機器利用型共同利用制度により市立病院の医療機器等を利用

した検査を依頼しようとするときは、あらかじめ市立病院に連絡し、検査の事前予約をしなければならない。

2 医療機器利用型共同利用制度により利用することができる医療機器等は、次のとおりとする。

(1) CT (コンピューター断層撮影装置)

(2) MRI (磁気共鳴画像装置)

(3) RI (核医学検査)

(4) PET/CT

(5) 骨塩定量測定器

(6) マンモグラフィ

(7) 心臓超音波検査機器

(8) その他医療機器

(その他)

**第8条** 共同利用制度の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対応する。

2 共同利用制度の実施に関し、この要綱に定めのない事項に関しては、関係者の協議により決定するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

(小田原市立病院開放型病床設置要綱の廃止)

2 小田原市立病院開放型病床設置要綱(平成17年9月1日制定。以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による廃止前の旧要綱第4条の規定による登録医は、この要綱第5条の規定による登録医の登録を受けた者とみなす。

